

### 第3回 仙台市いじめ対策等検証専門家会議

日 時：平成29年12月21日（木） 10：00～12：05

会 場：市役所本庁舎2階 第五委員会室

出席者：木村民男委員（会長）、氏家靖浩委員（副会長）、庄司智弥委員、高橋委員、  
笛木啓介委員、藤原啓二委員

次 第 1 開会

2 議事

（1）学校と地域との連携について

（2）今後のいじめ防止対策について（これまでの主な意見を踏まえて）

（3）その他

3 閉会

配付資料 資料1 仙台市いじめ対策等検証専門家会議委員名簿

資料2 第2回会議等における確認事項・指摘事項について

資料3-① 学校支援地域本部事業について

資料3-② 学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換の実施に  
ついて

資料3-③ 協働型学校評価について

資料4 第2回会議までの主な意見（いじめ防止等関係）

1 開 会

2 議 事

○木村会長

本日の会議の議事録署名委員は、高橋委員にお願いしたいと思います。

（高橋委員・了）

今回は第3回ということで、これまでのご意見を踏まえながら、既存の取り組みの充実強化あるいは取り組みの方法、それから新たな取り組み等々について具体的な方向が示されれば良いと思っています。

（1）学校と地域との連携について

○木村会長

それでは、まず議事の（1）学校と地域との連携についてですが、これは第1回の会議でも複数のご指摘があったところです。事務局から取り組み状況を簡単に説明した上で、現状の評価や今後に向けた改善、提案等についてご議論をいただきたいと思っています。それでは、事務局よりご説明願います。

○事務局（学校教育部参事）

（資料3-①・②・③ に基づき説明）

○木村会長

学校と地域との連携について、今3つの施策について説明をいただきました。まず初めに、この報告についての確認等がありましたら出していただきたいと思います。できれば、ご提案も含めて、ここをこのようにさらに強めてほしいですか、このような方法もあるのでは、あるいは方法としてこのような重点が必要なのではないかと、いうところを出してもらえればよいと思います。

○高橋委員

まず、学校支援地域本部事業ですが、仙台市の取り組みは大変高い評価を受けています。特に東日本大震災のときの避難所としての学校の活動は、当時の学校支援地域本部のスタッフがいかに活躍して、この取り組みがいかに有効かという事例の調査結果も含めて、いまだに文科省による学校と地域による協働の大切さを啓発する様々な資料に紹介されているほどです。28年度には全中学校をカバーするになったということで、大変素晴らしいことだと思っています。

そのことに関連して少し触れたいのは、この学校支援地域本部と、地教行法の改正によって市町村に取り組みが義務づけられたコミュニティ・スクールの関係がしばしば議論されているということです。この学校支援地域本部というのは、双方向性が著しく弱く持続性に問題があるというのがこれまでの一般的な評価です。

資料にも、学校支援地域本部の狙いは「地域につくられた学校の応援団」だとありますが、応援団だけではいけない。時には、もう少し辛口の応援団もなければならぬというのがコミュニティ・スクールの必要理由とされています。

また、仙台でもそういった可能性が多分にあると思いますが、学校支援地域本部事業は平成20年度に国の事業として始まったものの、当初は100%必要経費を支援するといった事業が途中で補助事業に変わり、経費の負担が県3分の1、市町村3分の1、国3分の1となった途端に、一気に潮が引くように取り組みが減っていったものです。

そういったことも含めて、先頃の中教審答申では、やはり双方向性というものを学校と地域の関係づくりで重視しなければいけない、一方的に地域が支援するという形ではいけないと言われていました。また、それと同時に、この学校支援地域本部事業は、あくまでも予算事業に過ぎず、多くの事例で予算がなくなると同時にこの取り組みそのものがなくなってしまう傾向にあります。

しかし、コミュニティ・スクールは法律に基づき機能も明文化されているため、やはり校長にとって、それなりのプレッシャーになるということが重要です。悪い意味ではなく、緊張感を持って地域住民と常に接する。そして、ときには辛口の提言も受ける。こうしたコミュニティ・スクールの本質が、この学校支援地域本部との違いとして議論されてきたものです。

仙台市は、今のところコミュニティ・スクールについてはあまり関心を示していないと感じました。先ほどの協働型学校評価が、これに代わるものとして位置づけられているという印象を受けたのですが、いかがでしょうか。この協働型学校評価というのは、何か確たる根拠規定に基づいたものになっているのでしょうか。

それから、先ほどのご説明の中で、この学校評価が、法規上はこれまで学校教育法施行規則に基づいたものだという説明がありました。この学校評価も法規上は、関係者評価と第三者評価が分かれていて、第三者評価までいっている事例というのは全国的にまだ少数です。仙台市の場合は第三者評価のようにも見えますけれども、この位置づけはどうか、お尋ねします。

#### ○事務局（学校教育部参事）

まず、1点目のコミュニティ・スクールですが、本市は平成20年から10年をかけて、何とか全中学校区をカバーするということに至りました。今はこの学校支援地域本部の充実を図っている段階で、今後3、4年かけて未設置校についてもしっかりカバーしていくという方向で進んでおります。

ご指摘のとおり、コミュニティ・スクールは地域の方、保護者の方に、より当事者意識を持って学校運営に参画していただくという考え方であり、今後仙台市においてどのような学校運営協議会、要するにコミュニティ・スクールのあり方が望ましいのかも含めて、来年度有識者を交えたコミュニティ・スクール検討委員会を立ち上げ、検討していく予定です。

2点目につきましては、今ご指摘のように、学校評価は自己評価と学校関係者評価と第三者評価の3つの段階がございますが、本市における協働型学校評価は、2点目の学校関係者評価に位置付けられるものです。

#### ○氏家副会長

学校支援地域本部に関して、今回は何よりも時間軸を未来志向に向けて変えていかなければいけないということを加味した形で意見を申し上げますが、私の知人がこのスーパーバイザーを長くしております、この知人と知り合いであることを伝えると、校長先生は私に対して「知り合いの方によるしく」と即座に言われ、学校がどれほどこの存在に勇気づけられているのかと思ったことがあります。

また、この知人は、小学校1年生の家庭科の手伝いの日はかなり朝早くから学校に出かけていまして、今高橋委員からは法的な位置づけや今後のミッション、役割の話が出ましたが、この学校支援地域本部が、きちんと学校とコラボレーションし、地域の苦言・提言も含めた役割を果たすことができると、学校も助かり、地域社会にももたらすものがあると考えます。校長先生も学校の活動の一部分を補完してもらうだけでなく、学校の気づいていない、「この学校はもう少しこういうところが加味されるといい学校になる」という部分まで含めて、学校に子どもが在籍していない人からも踏み込んだことを言われるような形で学校が生まれ変わっていったら、おそらくいじめの問題等も含めて全てを凌駕するような、学校と地域の真のコラボレーションができるのではないかと考えています。

現在も機能しており、良い関係になっていると思いますが、ここには突破口と申しますか、まだまだ可能性が秘められているのではないかと申しまして、学校のやれていない部分はお世話になり、さらに地域からの助言もしてもらうことで、仙台市がいじめ対策の先進市になれる良い起爆剤が、ここには秘められているのではない

かという気がしています。

いじめ対策にだけ目を奪われるよりも、学校自体がより機能するためにすべきこと、できることを見つけていく必要があると思います。たとえば教職員の方々の多忙を克服し、いかに勤務時間内で仕事を終わらせるかにも気を配らなければならないと思います。そこで余裕が生まれれば、子どもたちの中の微妙な変化にも気づいていけるものと考えます。実際の教育現場に余裕がないときに、この学校支援地域本部の活動がより重層的に入っていて、先生方の業務負担も減り、学校が気づいていない、しかし地域社会は気づいている学校に対する提言ももたらされるようだと、いじめ防止を超えた学校のよりよい機能を高められる可能性があるのではという思いがあります。

基本的に先生方は異動が伴いますが、地域社会にお住まいになっている方は、我が子が通っていようがいまいが、学校は変わらずそこにあるわけです。ある学校で不祥事があったとなると、普段は見向きもしないのに、みんなでトーンダウンするようなところがある。先生方は異動し、子どもたちは成長しそこから去っていくかもしれないが、暮らしている人にとっての学校は場所が変わるわけではなく、象徴的な意味合いも変わりません。その学校に常に関与できる学校以外の窓口が複数あって、たとえばその中で学校支援地域本部もそのひとつとして、より一層の機能が果たせると、学校の内部の質をより良くすることができて、結果としていじめ防止にも繋がるという思いがしました。

#### ○木村会長

氏家委員からも仙台市で取り組んでいる学校支援地域本部事業が、さらに一歩進んで、学校の応援団プラス学校に「こうやったらもっとよくなる」という提言も含めて、その双方向の動きが出てきたら良いというお話が出てきました。それはいじめ防止を超えた学校づくりの土台になるのではないかと。

私も、特に小学校、中学校は地域の学校だと思っています。地域と一体にならなければいい学校はつくれないとずっと思ってきましたので、今このようなご意見があって、この仙台市の取り組みをさらに進めてほしいという感想を持ちました。

#### ○笹木委員

私は、校長を務めるのが現在校で4校目なのですが、最初の2校はコミュニティ・スクールで、現在校とひとつ前の学校は学校支援地域本部があるだけの学校です。現在校には学校支援地域本部があって、学校にはとても協力的に取り組んでいただき非常に頼もしいのですが、スタンスとしては、学校から言われたら何でも協力するといふところで終わってしまいます。

コミュニティ・スクールだったときは、学校運営協議会があって、学校の経営方針をその協議会で揉んでもらい、承認されて初めて次の年の学校経営方針が出せるという形ですから、学校に協力もしますが、注文もどんどん出しますよという、学校に向かってくる気持ちの本気具合がやはり違うような気がします。

そこで、仙台市として本当にコミュニティ・スクールに向けて行っていくことが必要

だなどと思われるのであれば、もう少しスピード感を持ってぐんぐん進めていくところもないと、なかなか話が進まないのではと思います。2、3年かけて検討していくとすると、そのうち話がなくなってしまう気がするのです。

本当にコミュニティ・スクールのほうが、緊張もしますが、1つの学校を経営していく上で、責任者が自分だけではなく、教育界やそのような立場の方も一緒にいるということで、本当に心強く進んでいけると思います。その意味で、コミュニティ・スクールはとても大事だと考えています。

#### ○庄司委員

私からは少しマイナスの評価もお話しさせていただきます。

まず1つ目、コミュニティ・スクールの話が出ましたが、責任を地域に押しつけることになりかねないというところもありますので、学校や市がどのような責任を負うのかというところについては十分認識しておいてほしいなと思います。

また、資料3-②の意見交換の実施について、これは恐らくは4月の事件を受けてということだと思いますが、定期的に行わないと意味がないだろうと思います。本気でいじめ防止に関して意見交換をするというのであれば、年度内に少なくとも2回、できれば3回はなければ、その学年の問題について意見が出されておしまいとなってしまいます。こうなると対策や改善、どのようになったのかという確認が全くできないことになってしまいますので、意見交換という形であれば回数は一定程度必要になるだろうと思います。しかし、その意見交換の準備が今の学校にあるのかなのか、あるとすれば、その場合に市教委としてどのような立ち位置をとるのかというところを十分に検討する必要があるだろうと思いました。これが2点目です。

3点目としては、資料3-①の学校支援地域本部の基本的な仕組みに関して、学校の応援団という位置づけであればこれはこれで良い気もするのですが、恐らく本質的にはいじめや虐待等、そういう辛さの中にいる子どもたちを救い出す事業ではないと思うのです。そうすると、例えば要保護児童対策地域協議会とどのように絡むのかといったところを教えていただければと思います。つまり、この学校支援地域本部事業を、いじめや虐待の対策の中核を担うものだとして位置づけることには疑問を感じるころでして、あくまで学校の支援が結果的にいじめや虐待を未然に防止したり、あるいは早期発見につながったりということにはなるかもしれないのですが、これがいじめ対策の中核だと考えてしまうと、法律的には間違った方向に行く気がします。

#### ○藤原委員

学校と保護者、それから地域の取り組みは、スクラムを組んで、コミュニケーションをきっちりとして行うのがいじめ対策の基本になると言われていますし、私もそう思っています。

庄司委員も触れましたが、資料3-②の意見交換に関して、学校にとっても保護者にとっても良い意見をいただいていると思います。それをどのように反映していくかが見えてこない部分がありまして、次の行動のためにこれを行っているわけでしょうから、そのあたりで考えていることがあればお知らせいただきたいと思います。

同じく資料3-②の西山中学校の取り組みですが、これについての市としての見解、この取り組みはどうだったのかという評価があれば伺いたいです。また、それに基づいて、今後ほかの地域へ広げていくといった、現時点での市としての考え方をお伺いしたいと思っています。

○事務局（学校教育部参事）

いじめ防止に関する意見交換について、今後は定期的を実施していくべきではないかというご意見をいただきましたが、学校関係者評価の会と絡めてこの意見交換の場を設置していることが多く、学校によってはこの会を年2回から3回開催しています。1年の中間として、この時期に開いている学校、それから2月頃にもう一度開く学校がありまして、恐らくそこでの大きな話題は、継続的にいじめに関するものになると考えています。

さらに、学校関係者評価は、先ほどご説明いたしました協働型学校評価に繋がるものであり、現在も協働型学校評価の到達目標にいじめ問題の改善を設置している学校もございますが、今年度は全小中学校でこのいじめ問題に関する意見交換の場を持ちましたので、来年度はさらにこの協働型学校評価の、要するに地域、学校、保護者で共通目標として持つ中にいじめ問題が大きく取り上げられてくるものと考えています。それぞれがそれぞれの立場で改善行動を具体的に行う中で、さらに具体化された取り組みが反映されてくるものと考えておりますし、期待しているところでもあります。

それから、西山中学校のような取り組みは、すぐに全職員に通知をしまして、我々としては、さらにそれを各学校で反映させてほしいと考えているところです。また、単に意見交換で終わるのではなく、実際にそれが行動に、三者が協働して実践するという事に繋がるのが重要ですので、そこに踏み込むような促しをしていきたいと考えています。

次に、学校支援地域本部がいじめ対策の中核となるものではないのではというご指摘がありました。ご指摘のとおり、本来は子どもたちの豊かな学びの環境の創出というものが学校支援地域本部の主たる目的です。ただ、やはり地域の方が学校の教育活動に関わることで、子どもたちとの触れ合いの場が多くなり、そういった中で、子どもたちにとっては教師や保護者のみならず、多くの方々との触れ合いを通して、認めていただいたり、褒めていただいたりすることで自己有用感や自己肯定感が向上する。実際に地域支援本部が活発なところでは自己肯定感が向上したというデータもありますので、直接的ではないにしても、そういったことがいじめの防止に繋がってくると考えておりますし、やはり多くの目で子どもたちを見ていただくということから、いじめの未然防止にも繋がっていくものと期待しているところです。

○高橋委員

今の学校支援地域本部とコミュニティ・スクールの関係ですが、私は庄司委員のおっしゃるように、これが直接いじめ対策とはなり得ないけれども、やはり学校と地域住民の距離をできるだけ縮めておくというのが、いじめ対策の基本だと思うのです。

学校がいろいろなことをして疲弊しているという指摘がありますが、先生方が、何が

一番辛いと言っているかということ、地域住民・保護者対応であるという調査結果が出ています。職務上、何が一番辛いことなのか、あるいは何に苦手意識を持つかということ、保護者あるいは地域住民とどううまく接するか、あるいは、そういった方々からのクレームをいかに大問題化しないように処置をするかということになっているのです。この数年、いろいろな調査が行われていますが、この状況は変わっていないように思います。

そういった状況の中で、いくらかでも学校と地域住民との距離を縮め、あるいは学校支援地域本部事業に賛同していろいろな活動をしている方がたくさんいます。そういった方々が、PTAや保護者懇談会などといういわば裃を着てくるような機会ではなく、自然な形で学校へ日常的に出入りし、先生方のご苦勞を知る。あるいは学校が今力を入れて取り組んでいることを知る。そういったことが世間話などを通じて、少し時間はかかるけれども、地域に伝わっていく、そういったことをも期待している事業だと思のです。

一方、それだけではやはり限界がある。笛木委員からお話がありましたが、やはり学校は学校で、なかなか自分の立場、考えから抜け切れない部分がありますので、この学校支援地域本部の限界として、あくまでも一方的に学校の都合のいいように使われるだけで、学校を改善する力は弱すぎるのではないかという疑問や批判もあるわけです。

また、平成20年から始まっていますから、全国的な状況を見ますと、そこでボランティア活動をする人が限られている。なかなか幅広い地域住民が参加して活動してくれるとはいかない。そして一方では、そうやってずっとしているという人は飽きと疲れが来ている。やはり10年も活動すれば、結局そういうことになるのです。

どうすれば新しい人たちをそういった活動に巻き込んでいけるか課題になっているが、最近では、若い人の求人倍率が1.5と、すぐに就職が決まってしまう状況にあり人手不足が深刻です。その対応策の1つとして、高齢者や専業主婦といった人たちが労働の場に出ていくべきということを盛んに議論されているのです。これまで学校支援地域本部事業でボランティア活動をしている主たる人たちは高齢者であり、あるいは専業主婦層が多かったわけです。そういった人たちがボランティアの中心的担い手だったところが、今の地域では変わりつつある。

そういったことを考えますと、この学校支援地域本部という仕組みだけでは、やはり持続性に課題があると思います。よって、コミュニティ・スクールのような法的な根拠を持ち、そこで議論し決議されたものは、校長もそれを実現するために努力をしなければいけないという制約をつけた組織、つまりコミュニティ・スクールと学校支援地域本部事業的なものを一体的に推進する必要があるというのが国の今の方針なのです。

ですから、仙台市も、先ほど笛木委員がスピード感を持ってとおっしゃいましたけれども、やはりこれだけいじめ対策にも力を入れていこうとするのであれば、「来年以降検討します」などというのではなく、もっとスピードアップすべきだと強く申し上げ

げたい。

○木村会長

委員さん方からもっと意見をいただきたいところですが、次の議論もありますので、3点にまとめさせていただきます。

1つは、この仙台市で取り組んでいる学校支援地域本部事業は高い評価を受けているものの、一歩進んだコミュニティ・スクールにスピード感を持って取り組むことが、いじめを防止する大きな基盤になるのではないかという意見。

それから2つ目は、それだけでは足りないので、総体の話し合いだけではなく、本当にいじめを防止するための個々の施策をどうしていくのか。それについては次の段階でまたご意見をいただきたいと思っています。

それから、最後に事務局からも説明をいただきましたように、いじめを生まないための学校づくり、その土壌をつくっていくことがとても大事ではないかという意見が出されました。そのような提言も含めて、次に繋げていきたいと思います。

**(2) 今後のいじめ防止対策について（これまでの主な意見を踏まえて）**

○木村会長

それでは、(2)の今後のいじめ防止対策、資料4についてです。

私は資料を見て、この項目の個に入る前に、個々の施策を支えるもの、学校づくりの部分の部分がしっかりしていないと、個々の施策をいくらやっても、恐らく成果に結びつくことは難しいのではと感じました。そこで、まずいじめを生まないような学校づくり、それぞれの施策を支えるものについてご意見をいただき、その後に個々の項目についてのご意見をいただきたいと思っています。

先ほどから、学校というのは、学校だけがそこで地域から独立してあるのではなく、地域とともにあるべきだという意見もたくさんいただきました。学校というものは、いじめを防止していくことも当然なのですが、それ以前に子どもも先生方も学校に行くことが楽しい、あるいは子どもが学校に行くと活躍の場がある、自分の居場所がある、あるいは認めてもらえる、褒めてもらえる、そういう学校をつくっていくことが、いじめを未然に防止する土壌になると私は思っています。

その大きなくくりの中で、学校がまずこういうことを取り組んでほしいというお話も含めて、お話しいただいてよろしいでしょうか。

○高橋委員

私は、もはや学校の取り組みだけでは、なかなかいじめ問題を解決することはできないのではないかと考えています。やはり学校がもう少し地域と徹底的に向き合う、地域に開いていく、そういった取り組みを仙台市は比較的やっているほうだと私は思っていますが、より一層やっていくということが大事だと思います。

今、自死の案件などが生じると、蜂の巣をつついたような騒ぎになってしまう。いろいろなところで見ていると、それは結局、地域住民や保護者が、学校に対して不信感を持っている。そのことが、例えばいじめの問題などで一気に噴出して、そこに



関わっている先生への人格攻撃に至るような場面になってしまうというものがあり、これをまず何とかしなければと思います。

○笛木委員

この資料4の中にも1つの項目として書いてあるのですが、道徳教育についてです。仙台市で、どのように道徳の時間が展開されているか、資料をいただいて事前に確認したところ、全体計画にしても年間指導計画にしてもしっかりしたもので、この内容であれば良いと思うような資料だったのですが、今回の学習指導要領の改訂で道徳が教科化された根本的な部分は、やはりいじめ問題の解消が非常に大きな目的になっているということだと思っております。

これまでも道徳の時間はしっかり確保されていたのですが、なかなか専門家という意味での道徳の先生がいないものですから、しばらく前は、中学校ではよく道徳の時間を月曜日の1時間目に設定しており、その前にある朝礼が延びて、授業に食い込んで、保護者からもクレームが来ない。道徳の時間が短くなっても、別に成績がつくわけではなく、入試に関係あるわけでもなく、教職員内部からもあまり文句が出ない。そのような形が多かったのです。

この点、仙台市の資料では、道徳は水曜日の4時間目や5時間目だったので安心しました。今の私が勤めているところでも、水曜日の5時間目が道徳の時間になっていますが、もっと進んだところは、クラスごとに週の中のいろいろな時間に設定している。学年で全部、道徳の時間がそろっていると学年集会等で使ってしまうということを防止している学校もあるそうです。

量的な部分でも、質的な部分でも、道徳の時間を要として、学校全体の道徳教育をしっかりと進めていくこと。これが、子どもの心を耕すといいますか、いじめに関しても、いじめる子どもだけではなく、周りの傍観者が問題になるところも多いと思いますが、その傍観者をつくらないことに繋がる。しっかりと学校でこの方向を向いて道徳教育を行っているということを、保護者も地域も同じ方向を向いていく形で行わないと、なかなか子どもの心というのはいま育っていかないと思うのです。

資料のいくつかで道徳教育の状況について、何々を指導助言するとはありましたが、指導助言だけではなく、その後の様子をしっかりと把握ができるような形で充実させていくということがやはり大事なのではと思います。

直接のいじめ対策ということではないでしょうが、学校の土台をつくっていくことで、道徳を本当に充実させる必要があると思います。

○藤原委員

今お二方からお話しされたことと私も同じですが、やはり1つは道徳、心の教育という部分が週1回あるのですが、これは非常に大事だと思います。

しかし、私の学生時代を振り返ってみると、道徳の専門の先生というのはやはりいない。つまり道徳の資格というものはないのですが、道徳では、ある程度自分の経験、大人としての経験といったところを話す部分があり、それを元に子どもたちに良いところはいい、悪いところは悪いと教えるところ、これが道徳なのではと思って

います。

もう1つ感じているのは、今の子どもたちはコミュニケーションのとり方があまりうまくないのではと思います。携帯やスマホにより、文字でコミュニケーションとるのは得意なのかもしれませんが、人と人が面と向かって話したときに、そこでトラブルが起きているケースが結構あるのです。面と向かってといったところは、やはり心の教育の中で教えていっていただければと思っています。

それから、高橋委員からあった学校と保護者の信頼関係についてですが、これは私も前にお話ししたところなのですが、子どもたちも大人を見ていますから、そこに信頼関係がないと、「誰を信用したらいいの。先生？親？」となってしまうたり、「先生から言われたけれども、うちの親がこういうふうに言っているから聞かないよ」となってしまうこともあるかもしれません。

先ほどの資料3の中でもあったのですが、先生方も多分、これは家庭ですべきことではないかと思っている。根本的な教育は家庭だと、そこを本音で話すような場も必要だと思えますし、それをどう次に繋げるかといったところが課題ではないかと考えています。

#### ○庄司委員

会長のテーマとずれるかもしれないのですが、評価や目標という視点から、大人が「いじめはよくない、あってはいけない」と言えば言うほど、いじめを認定しない方向、あるいは辛い思いをしている子どもが相談しにくい方向にどんどん進んでいくことになるのだらうと思います。

ですので、大前提としては、辛いときには辛いと言える学校であるというのが基本だらうと思います。いじめをなくしましょう、いじめゼロを目標にしましょうと言ったら、いじめられていると言うこと自体が悪いことだということになりかねません。そこがとても心配なところですよ。辛いときには辛いと、それがいじめなのか、あるいは虐待なのか、あるいは自分が何に辛いと思っているのかもよくわからない子どももいると思いますが、そういう子どもたちが辛いときには辛いと遠慮なく言える学校を大前提としてつくらないと、子どもたちは守れないのではという気がします。

#### ○氏家副会長

庄司委員がおっしゃるとおり、辛さの中にある子どもたちというのは、周りから見てこれはいじめだ、虐待だ、体罰だという認定がされる以前の子どもたちです。

今、不具合の中にいる、辛さの中にいるということを言える環境をどうつくってあげることがとても大きな課題だと思います。いじめや辛さに関して、最初に木村会長がご提起されたように、やはり学校そのものが安心する場所になるということがどれだけ重要かという思いがあります。

そのように考えると、校長先生をはじめとして先生方は緩やかに異動することになり、やりやすいところ、やりにくいところは出てくるかと思いますが、例えば、1月から6月頃までのうちに1回だけでもいいので、校長先生を主導として学校と地域が楽しくお祭りなどを行いましょうということを提案しても良いのではと思います。学校が

敷居を下げ、地域の方にも入っていただき、うちはこんな学校ですよということを知っていただくような機会も設けてみたらどうかと思います。派手なものではなくていいので、何か学校と地域が繋がっているということを示せるようなイベントを行うことができれば、少しは見える形で、スピード感もあって、学校の敷居が下がるのではないかという思いがあります。

ですから、とにかく学校は居心地のいい場所になること。居心地がいい場所で生きてきた人たちは、それは子どもたちも教職員もですが、悪い方には行かないような気がします。児童生徒にとって学校にいる年代は、まさに思春期であり、教員にとってはひとりの社会人としての生き方の中で、この学校という場に一緒にいる時間の居心地よくするためにはどうしたらいいかを一緒に考えてほしいです。それは子どもたちにも考えてほしいのです。たとえば半年に1回程度、何か学校と地域が共同で開催できるような、例えばビブリオバトルのような本の紹介でもいいですから、見える形で、教員も地域の方も子どもたちも、敷居をまたいで交流できるような時間・場をつくることができればおもしろいのではないかと提案します。

また後で申し上げたいのですが、学校全体のことも考えたとき、やはり校長先生の振る舞いというのがとても意味を持っていると思います。

たとえばある高校では、「勉強でなかなか結果が残せないのであれば、部活で結果を残してください」と校長先生が春に一言言っただけで救われた生徒がいたという話も聞きました。また、「勉強で頑張れる子は当然勉強で頑張りましょう」、「勉強でも部活の成績でも頑張れないのであれば、せめて親と仲良くしましょう」と高校生に向けて校長先生が一言言ってくれただけで、非常に救われた子がいたということも聞きました。やはり、いじめの未然防止や不登校の対策も行っている中で思うのは、「うちは不登校もゼロですし、すべてがうまくいっている学校です」と校長先生が言うのは怪しいと思います。「どう理解していいかわからない生徒がいます」とはっきり言ってくれる校長先生のほうがまともな校長だという気がします。

全ての子が輝くようにしたいと考えるのであれば、校長先生や先生方が本当に袂を解いて、無駄なプライドを捨てて、いかに同じ目線になるかが大事です。保護者や地域社会の方々も、校長先生の振る舞い一つひとつを非常に見ていると思うのです。小学校でも、前の校長は来なかった登下校指導に今度の校長は来た、週に1回でも立って旗を持ったというだけで期待できると言ってみたり、中体連に応援に来たというだけで褒めてみたり、何々の行事というときに挨拶が長かったというだけで長いと言ってみたり。そこに敏感になれるような先生方がいれば、回り回って、いじめ防止や校内環境のよさに繋がるのではと思います。

#### ○木村会長

それぞれの委員から、未然防止の前の、いじめを生まない学校づくりということでご意見をいただきました。例えば、学校の不信感を払拭することが第一。それから、道徳教育が学校の土台をつくること。心の教育が大事であること。子どもたちが本当に辛いときに辛いと言えるような学校が必要であること。地域とより一体となった学校

づくりが大事であること、というようにお話がありました。

その中で、何人かの委員から、それを経営する校長のあり方という意見も出されました。校長が変わると学校が変わるという言葉はよく使われますが、校長の在り方として、いろいろな研修の場も必要なのではないかと思えます。何を大事にして、何を中心に学校でやっていくのかという、その判断基準は、やはり校長先生にあると思っています。

荒れているところを直接直そうとしてもなかなか直らない。そうではなく、学校に子どもたちが来たくくなるような場をつくる、あるいは子どもたちが認められる場をつくる、活躍の場をつくる。地域住民と一体となって進める。そういうことが大事だと、改めて委員の意見で感じさせられました。

これから出てくるいろいろな施策も大事ですが、それぞれの学校で、来年度子どもたちがいきいき活動するために、あるいは地域と一体になったものをするために何をしていくのか。大きくなくともいいので、今それぞれの学校でできること、子どもにとっても教師にとっても保護者にとっても地域にとっても、「うちの学校っていいよね」と言われるような学校をつくるきっかけやアイデアが、いじめ防止のその前の基盤となるものではないかと思えます。

それでは、資料4について進めていきたいと思えます。児童生徒に対する啓発・教育について、いかがでしょうか。

#### ○高橋委員

第1回の会議資料をあらためて読んでみたところ、仙台市は実にきめ細かく行っているのだと驚きました。しかし、これを本当に完遂する、時間・体力・精神力を現場の先生方が持ち得ているだろうかということもまた強く感じたのです。

日本の教育行政は、これをやれば効果があるはずだ、だからやるべきだと思いがちなのですが、私がいつも言うのは、やるべきなのだけれども、それを誰がやるのか、誰がやって、それがどれくらいの時間、労力を要するのかということです。そういったことをきちんと考えて政策を打たなければ、かえって逆効果ではないかと思えます。

こういう会議をつくるというのは、新たに何か仙台市として、これ以上にやるべきことがあるということなのかもしれないのですが、仙台市の場合は、今やっていることを十分精査して、いじめ対策の効果をあらしめるために、必須なもの、先生方がやり切れるものは何かという絞り込みもとても大事なことではないかと思えます。

私の感覚では、仙台市では欠けているものはないというくらいやっている。しかも、他の市町村では財政的な理由でできないこと、特に人的な支援をやっている。ですから、この辺りをまず確認したいと思えます。

#### ○木村会長

これまでも同様の意見をいくついただいています。本題に入る前に、いっぱいやっている中で、いろいろな施策の方法論といえますか、学校はどうだろう、受け身になっていないだろうかということも含めて、ご意見があればいただきたいと思えます。

#### ○庄司委員

今の施策が十分かということと、学校の先生がやり切れるかということは、別の話だろうと思います。学校の先生がやり切れる範囲でやれることをやっていきましょうという話と、その施策が十分かどうかというのは別の話で、法律論としての、安全配慮義務の観点からすれば、正直私はこれで十分とは言えないと思います。

ただ、そのときに学校の先生がやり切れないというのであれば、学校の先生に対する支援をどのように行うべきなのかという観点から検討しなければいけないだろうと思っています。

施策で見えていくと、重複もあり、それぞれに別の先生を立てたら大変だろうという思いもあるので、その部分の精査、整理は、十分にしなければいけないと思います。

#### ○高橋委員

今のご発言の、法律的に安全配慮義務違反に相当する可能性があるという部分を具体的にお話しいただいたほうが、私は早道だと思うのですが。法律的な義務を負っているということになれば、そこをどのように仙台市の教育行政として補充あるいは補強していくかという話になると思います。

#### ○庄司委員

恐らくということになるのですが、安全配慮義務には、いじめ発覚前の調査義務と、発覚した後の調査義務、それから子どもに対する安全の確保というところに整理できると思っています。

未然防止に書かれているところでいうと、啓発とはあくまで教育の部分だろうと思うのですが、いじめや虐待、いろいろな辛い思いをしている子どもを考えたときに、その辛い思いをしている子どもをどのように救い上げていくのかというフォローが正直あまり見えないと思います。一生懸命いろいろやりますよとは書いているものの、その辛いと言っている子どもを、学校として、あるいは仙台市として、どのように積極的に救い上げていくのかという活動が見えない。

早期発見の箇所です。相談窓口の運用と書かれているのですが、相談窓口から上がってくるときに、匿名も可能となると、単純な相談になってしまうのですよね。具体的に、こういうふうなことがあってというときに、悩みを抱えて相談をしてきたその子どもが一体どこの誰なのか、その子に対して何ができるのかということまで行かないわけですから、そのような子供をどのように把握するのかという仕組みを考えなければいけないというのが1つです。

もう1つは、子供たちが辛いと声を上げた後の部分が不十分だろうと思ったところです。これは何かというと、学校としてはマニュアルがあり、きちんと対応しようということになっているのですが、果たして全件やっているのかというと、それは恐らくそうではないだろうと思うのです。あとは、実際に学校が対応してくれなかったときに、仙台市のほうでチェックができないとも思います。

つまり、学校が中途半端な対応をしてしまった結果、重大事件が発生しているという状況が考えられるのですが、その中途半端な対応をされてしまった子どもたちがそのままになってしまうので、その後の状況が改善しないということです。

電話やメールで相談するといったときに、その相談をした結果として、状況が改善するのかといったら、相談しただけでは改善はしない。調整や調査、あるいは学校に対する提言を行う機関がないので、それを仙台市としてどう対応するのかという部分が不十分だろうと思ったところです。

また、学校の先生の辛さというのが、地域や保護者への対応にあるというのであれば、その部分がどのように軽減するのかという見方もあると思います。

具体的な施策としては、私もいくつか考えているところではありますが、懸念される場所としては、発覚前の調査義務と、発覚した後の調査・調整の部分が非常に弱いという気がしました。

#### ○高橋委員

そういう義務違反を問われた裁判例はどのようなものが多いのでしょうか。

#### ○庄司委員

いじめの事案で裁判になった場合は、学校設置者の安全配慮義務違反が問われるわけなのですが、これはかなり細かい義務が設定されていて、ものによっては学校の先生なのだから子どもたちの様子の変化は簡単にわかるでしょうというような話をされているところもありまして、どのような調査義務、安全配慮義務があるのかというと、個々の裁判例で争点になったところによって異なるのですが、整理すると、訴えがある前にいじめをきちんと学校で調査しましょうという発覚時点の義務と、いじめだ、あるいは辛いという訴えがあったときに、きちんと事案を調査し、それに基づいて学校が対応するべきという義務に分けられると私は思っています。

#### ○木村会長

今いろいろな議論をされているところですが、一つひとつ見ていくと時間が不足してしまいますので、個々の小項目ではなく、大きな項目でご意見をいただきたいと思います。

例えば、今庄司委員のお話ですと、発覚前とその後の調査をすべきだろうということがありました。ただし、高橋委員からあったように、いろいろな政策を十分過ぎるくらい行っており、これを取捨選択するとか、軽重をつけるというような検討も必要だろうと思います。

それから先生方も、その辛い子どもだけではなく、いろいろな問題を抱えている子供を担当しています。そのとき、先生方をフォローするのは何なのかということで、ここにもこれまでの取り組みがたくさんありますが、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー、あるいはいじめ・不登校支援チーム、やはりそれらは今後も充実させていかなければならないだろうと感じています。

それも含めて、いじめの未然防止についてお話をいただきたいと思います。

#### ○氏家副会長

先ほどの高橋委員と庄司委員の意見を聞いて触発された部分もあるのですが、もう少し慎重なやり方をしてもいいのではないかとということと、いろいろな意味で数的にも質的にも充足させていくべきですし、今後もあり方を考えていかなければならない

のではないかとということでお話をさせていただきたいと思います。

以前の会議でも申し上げましたが、先ほどの庄司委員の言葉を借りれば、いじめ対策専任教諭がいることで発覚したいじめの対策を立てる役には立ったかもしれないのですが、恐らく、いじめの未然防止にはいじめ対策専任教諭がいたからといって、いじめを発覚できるかということ、そういうものではないという気がします。

少なくとも、いじめ対策という形での教員の配置ではなく、ある先生が感知したちょっとした気がかりを共有し、同僚として支援してくれるようなスーパーバイザー的な役割の先生を多めに配置するのが今後は重要ではないかと思っております。いじめだけに特化させず、校内のあらゆる気がかりに対処する必要があり、その中に実はいじめの要素も含まれるということのほうが多いような気がするのです。

いじめはやはり大人の着想でしょうか。子どもはいじめではなく、快・不快だと思えますから、そういう意味で考えると、少しやり方を変えなければいけないのではと思います。

また、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）に関しては、量的にも質的にも増やしていただいたほうがいいのではと思います。質的な点というのは、自分もその一端に関わっているので申し上げますが、学校文化に理解のないSC、SSWは入れなくていいということです。学校のことをきちんと把握してくれて、校務分掌などもきちんとわかってくれるような人が望ましいと強く思います。

カウンセラーやソーシャルワーカーの一部は、初心者のとき、学校現場からスタートして、やがて医療や他の領域にと考えられる場合もあるようですが、むしろ難しいのは学校だと思えます。初心者の方がやれる領域ではないので、養成や派遣する側に仙台市側から学校現場に詳しい方を求めると意見を出してもいいのではと思います。

また、そのような形で同じように数的にも質的にも増していただきたいと思う部分が、教育委員会による学校支援やアールや子ども相談支援センターのような市長部局による支援です。先ほどの高橋委員の言葉ではないですが、これだけある市は多分珍しいと思います。

逆を言ったら、あればあるだけ当然案件は増えます。案件が増えているのに対処できていないのであれば問題です。子どもたちや先生にとっての救いの場をどのように確保するかというのは各学校が考えることではなく、やはり全市的に責任を負って考えていただきたいと思えます。これまでに、いじめや体罰を受けているのではないかとと思われる人に接しても、受けている本人は、自分は受けていますとは言わない。言えないのです。だからこそ、自分は今、不愉快な状態にあるのご本人が声を出せる可能性のある場所をどのように確保するかというのは、これは単に学校だけではなく、仙台市が責任を持って救っていったらあげなければいけない。仙台市はやはりやってきたつもりでも抜けていたという反省をしなければいけないと思うのです。

ですから、今申し上げたような辛さの中にある子どもたちや、気づいているかもしれない先生が声を上げやすくするような場所と人を手厚くすることは、段階を

追ってでもいいですから、やはり質・量ともに増していただきたいと思います。

#### ○笹木委員

人的な部分では、いじめの対策のために人を入れていきますが、人がいればそれで動くという、そういうものでもないと思いますので、学校の仕組みをうまく回せるような、例えばいじめの専任の先生が入ってきたら、その人を中心に何か校内に委員会ができて、別のところでは特別支援教育コーディネーターがいて、それに対応する委員会ができてという形が必要だと思います。

私の学校は残念ながら不登校の子どもが多いです。それで、不登校対策のモデル校になっており、その対応の教員がいて、6時間ぐらい授業数を軽減されているのですが、本来は不登校対応で委員会を立ち上げ、校内の組織をつくって、それぞれ対応していくという形になると思いますが、やはり全体の教員のパイは限られているので、とてもではないが個々で動いていくのはなかなか無理だと判断をしまして、いじめと不登校と特別支援を全て一緒にして、単なる支援委員会という名前で週に1回授業時間の中にその委員会を入れる形にしました。それもS Cが勤務する日に設定します。

その支援委員会は月に1回は授業の外で、昨日も夕方の会合をしたのですが、そのときは区のSSWにも来てもらい、地域の主任児童委員や民生児童委員の代表の方にも入っていただき、特に分野を限らず、今学校の中で気になる生徒について意見交換をして、今後どのように対応していこうかという作戦会議を行ったのですが、このあたりの学校の仕組みの整理がやはりとても大事だと思うのです。

そこが上手くいかないと、いじめの対応の専任の先生がいたとしても、その先生が一人で何かできるということは多分何もないと思いますので、その先生を中心に学校全体をどのように動かしていくかというところ。いじめのことばかりではないので、学校の組織のつくり方や仕組みのようなところを、ある程度モデルケースになるような学校を見本にという形になるのかもしれませんが、その部分を整備していく必要があるのではないかと思うのです。

もう1つは、この未然防止の話で、先ほど氏家委員がおっしゃっていた校長の部分についてです。私が言うのもおこがましいのですが、校長というのはあまり謙虚ではないですね。本当に仲がよければ校長同士で本音のことは言いますが。

勉強する機会もそこまでないのです。思い出してみると、私が世田谷区で勤務していたときに、区の教育長から、区の施策全般に関して分科会をつくって教育フォーラムというものをすると突然言われました。主体が校長で、3カ月で準備してほしいと。区内で100人程度、小中学校の校長が集まり、それぞれグループに分かれて行ったのですが、そのようなことがあるとお互いのやりとりが非常に増えますから、「ああ、なるほどね」という感覚で、自分自身も成長したなという感じがあったのです。

そのように、校長や教頭といった管理職が実質的に勉強する場も何かつくっていただけるととてもためになるのではないかと思います。

#### ○藤原委員

先ほどから仙台市としていろいろな対策を立てて、それが多いか少ないかという議



論もありますが、大事なのはせっかく立てたものが機能しているかどうかです。先ほど庄司委員が話した安全配慮義務といったところでもって裁判になったときに、せっかくSCやSSWを入れた、マニュアルを配った、先生方の研修をした、アンケートをとったといっても、それが機能していないといけません。そして機能するかどうかというのは、やはり学校の責任者である校長先生がやるべき仕事だと思います。それが機能しているかも含めて、何でできないのだといったことを把握しながら、できないのであればできないなりに誰かに助けを求めなくてはいけないし、例えば学校内だけでできないのであれば教育委員会にお話をして文科省に話してもらおうとか、そういった努力をしているかどうかだと思います。

また、先ほどから話されているように、保護者からいろいろ意見が来て対応できないということであれば、保護者に対してアクションを起こせるかどうか。校長先生の責任として、子どもたちに安全に教育を受けさせる義務というものがありますから、そういった観点から自分の仕事としてできることは何なのかといったことを考えて行動できているのかということが1つポイントだろうと思います。

安全配慮義務といったところでも、いじめが起きたときに予見できたかどうかというものも争点になってくると思います。例えばアンケートなどに、私はいじめられているということが実は書いてあった、しかも3カ月ぐらい前から書いてあったというときに、学校としては認知していたのだが、いつものじゃれ合いだということで流してしまったとすると、義務を果たしているかどうかという問題になります。そういったところを一つひとつ検証していく必要が学校としてあるのではないかと思います。

地域の方やPTAの方からのいい意見を聞いた上で、校長が自分の中で消化して、できるもの、できないものを振り分けて、やれるためにはどうしたらいいのか、そういった環境づくり、学校の風土づくりが非常に必要ではないかと思います。

それが一つひとつ機能していけば、こういったものをやっています、学校としてやって、その結果こうなのですよというように、例えばいじめが起きて保護者の方に説明するときは、やはり納得性が違うと思うのです。

そこが少し見えてこないといいますか、学校で言うと管理職は校長先生・教頭先生で、社会の仕組みではピラミッド型になるところが、学校は先生方が多くて管理職が2～3人でしなければいけないとよく言われているようなのですが、その中でもやるべき仕事、自分の役割を認識いただければと思います。

担任の先生も各クラスで起こったことについては、それはその責任があります。学年主任の責任もあります。ただ、校長、教頭としての、学校を楽しくするという命題もありますが、やはり安全に通学させるような、そういった環境づくりといったものが必要であると思います。

#### ○木村会長

各委員から未然防止についていろいろな意見をいただきました。多岐にわたっているのですが、例えば、1つはこれまでの取り組みの施策についてはかなりの数を行っている、これが本当に学校として効果の上がるようなものになっているかどうかという

ことを検証していただきたいということだと思います。軽重をつける、あるいは別なものに転換する、そういうことも大事だろうということです。

また、事案発覚前の調査ですとか、本当にやらなければならない部分があるのではないかという意見もありました。ぜひこの多くの取り組みを機能するように持っていく必要があるということです。

SCやSSWを増やして、学校を支えていかななくてはいけないという意見もありました。

もう1つは、学校の主体性といいますか、学校はただ受け身になっていないだろうかということです。教育委員会から何かを相談される、そして何かを立ち上げるという、その指示命令ではなく、何か校長会として、あるいは校長として任せられる部分、発想を吸い上げられる部分、校長自身が各学校で主体性を持って学校を運営していくような方向に持っていくべきだろうと私は受け止めました。ぜひこちらをご検討いただければと思います。

時間はわずかですが、いじめの早期発見と事案発生時の対応について、いかがでしょうか。

#### ○高橋委員

この部分は全国的にも国でもかなりいろいろとマニュアル化されているので、特段申し上げることはございません。

#### ○笹木委員

相談の窓口は一通り整っていると思いますので、あとはSNSを使った方法があるかと思います。文科省でも進めようという話がありまして、翌週にいじめ防止のワーキンググループでSNSを使いたいじめ相談の設置についての会合があるのですが、長野県でも相談件数が爆発的に上がったというような話もありましたよね。

それがいいかどうかも含めて検討する必要はあると思いますが、相談が来たときにそれをどのように受けて、どこに流していくのか、その後の対応の部分を充実させていく必要は当然ありますので、その辺りの精査もしなければならないと思っております。

#### ○藤原委員

相談窓口については、一般的に言えばそろっているのではと思います。いじめを受けた子どもの居場所確保のために、相談窓口の積極的な周知も含めて、この程度あればいいのではないかと。例えば今、子どもたちが使っているLINEなどでの相談というものも1つの検討材料かと思います。

#### ○庄司委員

相談窓口が全部相談で終わってしまうところが問題だろうと私は思っていました。結局いくら相談をしたとしても、その状況自体が改善するわけではないということです。学校に連絡が行って、学校が対処してくれればいいのですが、学校に相談したけれども対処してくれなかったといったときに、それで終わってしまうのです。

仙台市で本気でやるのであれば、公的な第三者機関にするのか、あるいは市教委の下に置くのかというところをご検討いただくとして、学校とは離れて調査あるいは調整

とをきちんと行う機関があることが大事なのではないかと思います。

学校としては解決したと思っていたのに、実はそうではなくて、結局本人は追い詰められてしまって自死してしまったという事案があったのですが、きちんと調査をして調整を行う権限を持った機関というところがあるべきなのではないかと思います。

それがないと、恐らく弁護士のところに行って裁判所の手続をするか、あるいは法務局に行くかというところになってしまうので、きちんと学校内で、あるいは仙台市として行うのであれば、第三者機関等の調査、調整、あるいは勧告や提言を行うことができるような機関をつくるということが考えられるのではと思います。

今私が申し上げているような機関を設けているところとしては、兵庫県川西市のオンブズパーソンという制度がありますので、規模の違いもありますが、ご検討いただくには十分な価値がある話だと思っております。

また、学校の先生方がどのように対応すべきか迷ったときに、率直に相談できる機関がどれだけあるのかということも問題だろうと思っていまして、(1)未然防止のところにある④や⑤の部局では、学校の先生方が相談をすることが一応できているということなのですが、これで足りているのか。もっと法的なところ、例えばいじめに関して学校としてどのように調査をするべきかという疑義がある場合、そこまで対応できるのか、できないのであれば大阪のスクールロイヤーのような形、あるいは東京だったかと思いますが、相談の制度をつくることも考えられると思いました。

#### ○氏家副会長

いじめの早期発見の相談窓口について庄司委員から話もありましたが、そもそも相談窓口そのものがないことには最初の一步すら踏み出せないのではないかと思いますので、藤原委員はじめ各委員も同意されたと思いますが、この相談窓口の運用に関しては数も質もなるだけ増してほしいと思います。

また、この会議ではいじめ防止関係のマニュアルや教職員の方への研修もやってきたという話を伺いました。私もしばしば教育相談の校内研修会で講師をしているのですが、先生方に集まってもらい、仮に1時間、一方的に講師が話して資料を配っただけでは教育効果は期待できません。

先ほど笹木委員がおっしゃった、大人が自分から学ぼうと思ったときの吸収度は非常に高いのですが、マニュアルをつかった、全教員の講習会を開催したというだけでは恐らく浸透はしていません。

たとえばいじめ対応のマニュアルをつくり、それを全教職員に配付した、研修会も行ったといいますが、ならば研修会も大人である先生方がなるほどと思う研修会を設定していかなければならないという思いがあります。

また、今未然防止についての話をしていますが、未然に防げたというのは評価が一番難しいと思うのです。本当に効果があったのは何なのか、どのようにしたから未然に防げたのかというのは数字的にも見えにくい部分だと思うので、未然防止は実は評価するのが非常に難しいということも1度きちんと共通認識しておかないといけない。何もなくて当たり前という状態を維持するのは実はとても大変なことで、かといって

何か起きたときにだけ対応するのでは、もちろん後手になってしまうわけですから、改めて未然に防ぐということがどういうことなのか、この会議からも発信しなければいけないでしょうし、みなさんで考えなくてはならないと思います。

○木村会長

まだまだ委員からのご意見をいただきたいところですが、時間になってしまいましたので、簡単にまとめさせていただきます。

まず、学校と地域の連携について、コミュニティ・スクールも踏まえてスピード感を持って対応する、それがこれからの学校づくりに非常に大事なのではないかというお話がありました。

2つ目は、いじめ防止の以前に、いじめを生まないための学校づくり、そのためには校長先生方が主体性を持って取り組むことが必要なのですが、主体性を持って取り組むためにどうすればいいかということ、校長会等と連携しながら進めていくことが大事だということ。どの子どもにとっても居場所があり、認められる場所であり、活躍できる場所であり、学校に行くことが楽しいとならなければ、いじめといったものにつながっていくのではないかと思います。

それから、3点目として、個々の施策について本当に機能するための検証などが必要だろうということです。個々にはお話ししませんが、そのためには量的にも質的にも充実していかなければならないところがいくつかある。それと同時に、先生方が適切にいじめに対応するためには、先生方自身が相談できる、学校自身が相談できる、教育委員会自身が相談できる、そういうところをきちっとつくっていく。

そのような方向で各委員から意見をいただきました。いただいた意見を事務局と整理し、第4回会議が1月にございますが、そちらが終わった段階で、新年度予算措置が望ましいものもこの中に含まれていると思いますので、第一次提言ということで郡市長に私から説明させていただく機会を持つ予定です。多岐にわたるご意見ですが、それも含めて、今後仙台市としていじめを防止していく、あるいは活性化された学校をつくっていくにはどうしたらいいかということをご説明申し上げていきたいと思っています。

急ぎ足で、委員の皆様から十分にご意見をいただくことは少なかったように思いますが、これで今日のまとめとさせていただきます。

以上で本日予定していた議事は全て終了でございますが、他に何かございますか。

○事務局（教職員課長）

体罰等に関する全校アンケート調査の処理の状況についてご報告をいたします。

中学校及び中等教育学校前期課程分のアンケートにつきましては、各学校で校長が行った事実確認を踏まえまして、現在教育委員会事務局で事実関係の精査を行っているところです。また、小学校、中等教育学校の後期課程を含む高等学校及び特別支援学校分のアンケートにつきましては、現在各学校におきまして校長による事実確認を行っているところです。

### 3 閉 会

○事務局（コンプライアンス推進担当課長）

次回の会議は、1月12日の10時からお願いしたいと思います。

また、本日の議事に関連しまして、ご指摘、ご意見等が追加でございましたら、ぜひお寄せいただきたいと思います。意見照会などをさせていただき、調整する場面もあるかと思しますので、その際はご協力をよろしく申し上げます。